入札公告

条件付一般競争入札を行いますので、参加を希望する者は、入札参加要件を確認したうえで入札参加届出書を提出されたく公告します。

令和 8 年 9 月 15 日

松阪市長　　竹上　真人

1　一般競争入札に付する事項	
(1) （契約番号） 業務委託名	（　260198　） 令和9年度個人住民税特別徴収税額決定通知書等印刷及び封入封緘業務
(2) 履行場所	松阪市市民税課が指定する場所
(3) 予定価格	￥ 9,459,000 円（消費税相当抜き）
(4) 履行期間	別紙仕様書のとおり
(5) 発注課	市民税課
2　参加資格に関する事項	
(1) 地域要件	市内、準市内、県内及び県外業者
(2) 営業種目	業種：　2502　情報処理業務
(3) 履行実績	過去5年以内に同種業務を請け負った実績があること。 **※入札参加申請時に、<u>履行実績を証明する契約書等の写しを添付</u>してください。**

(4) その他

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
② 松阪市契約規則（平成17年規則第64号）第3条第1項の規定に該当しないこと。
③ 松阪市契約規則第5条の規定による一般競争有資格者名簿に登録されている業者であること。
④ 建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成17年告示第150号）により、指名停止を受けている期間でないこと。
⑤ 本業務を行うにあたって必要となる資格を有すること。
⑥ 本業務の履行能力があること。

⑦ プライバシーマーク（Ｐマーク）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること。
入札参加申請時に、併せて**<u>プライバシーマーク（Ｐマーク）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度いずれかの認証を確認できる書類の写し</u>**を添付してください。

⑧ 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

3　入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1) 添付書類	2　参加資格に関する事項　（3）履行実績　及び（4）その他　⑦に指定する書類
(2) 申請書提出期間	本公告の日から令和8年10月1日(木)　15時まで
(3) 質問受付期間	本公告の日から令和8年10月1日(木)　15時まで ファックス等文書にて契約監理課調達係まで行うこと。（FAX 0598-22-3533）
(4) 質問の回答	原則として質問提出者のみに回答する。
4　入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1) 参加資格の可否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、令和8年10月2日(金)までに通知する。
(2) 入札(開札)日時	令和8年10月7日(水)　9時
(3) 入札(開札)場所	入札室
(4) 入札方法	松阪市電子入札システムを利用した入札
(5) 入札期間	令和8年10月2日(金)　から　令和8年10月5日(月)　20時　締切
(6) 最低制限価格	なし
(7) 入札保証金	免除
(8) 契約保証金	本件の契約締結に際しては、契約保証金として契約金額の10%以上を納付すること。 契約保証金の納期は令和8年10月20日(火)とする。 ※ただし、松阪市契約規則第31条第1項に掲げる場合においては、全部又は一部を免除することができる。

5　その他

① 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは契約の締結はできない。
② 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
③ 当該入札に参加資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
④ 落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑤ 本公告、法令及び松阪市の契約関係条例等に定めがあるもののほか、入札契約等に関する取扱いは、松阪市のホームページ「入札の広場（物品等）」の「入札制度」に掲示している「入札システムのご案内」、「入札心得」に従って行うので、入札参加に当たっては必ず確認すること。ただし、本件については、代表立会人を設定しないものとする。なお、開札は公開とする。
⑥ 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。
⑦ 予定価格は上限価格になるので、この価格以下で入札すること。
⑧ 予定価格の10%に相当する額以下で行った入札は、桁間違いの錯誤とみなし無効とする。

特記事項	入札書は電子入札システムにより提出すること。 ただし、紙入札参加を認めた場合は、持参により提出すること。